

ゴーイング・コンサーン注記開示・ 監査制度に関する一考察

山 内 進

第一章 はじめに

平成14年1月に監査基準が全面改訂された。その改訂のなかにゴーイング・コンサーン（継続企業の前提を以下、GC）問題への対処がある。このGCの開示・監査規定は、近年我が国で企業破綻の事例が相次いだことに対して、利害関係者や社会の期待に応えるものであった。しかも当時、国際監査基準（ISA）や米国等の監査基準では既にGCの監査規定が義務付けられていたことから、我が国も国際化に対応したものであった。

これにより平成15年3月期決算会社から、GCに関する開示と監査が導入されることとなった。つまり財務諸表への経営者による開示と監査人による監査報告書への記載という両面からGCが検討されることとなった。このGC制度の効果・限界は、その後の開示・監査に現れてくる。しかも平成15年3月期決算では、りそな銀行における繰延税金資産の計上の正当性について開示と監査の厳格化・重要性が問題とされた時でもあった。15年3月期からGC制度は始まったばかりなので、問題もあると思われる。

そこで我が国におけるGCの開示・監査制度の問題を検討するのが本小論の目的である。研究目的を達成するには、現状を実証分析する必要がある。しかも制度の創設に至る趣旨、経過及び諸外国との制度比較を考慮することによって、制度の問題点が検出した。実証分析については、既に平成15年3

月決算のデータを基にする盛田良久と林隆敏の研究がある。しかし筆者はこの制度が運用された平成15年以後の倒産した企業に、どのような開示・監査が実施されていたかを検討することが、新 GC 制度の効果と限界を検討する上で最も効果的と考え実施分析を試みた。

以上から本小論は、国際比較という視点から、上記二人の実証分析の結果に、筆者なりの実証分析の結果を考慮し、GC 制度の効果、限界および、その解決策について論究するものである。

本小論はまず第二章で GC に関する注記開示・監査について、それが制度化された経緯について述べる。第三章で GC に関する注記と監査意見の関係について検討する。第四章では、第一節と第二節では二人の学者の行った平成15年3月期の実証分析結果を紹介する。そして第三節では筆者が独自に実証分析した結果を論及する。第五章は、これらの実証分析の結果を参考に、GC 制度の有用性と限界について論究するものである。最後に第六章では、本小論の総括として現行 GC 制度の限界・問題点及びその解決策について言及する。

第二章 ゴーイング・コンサーンに関する注記及び監査が制度化された経緯 (図表1)

第一節 GC 規定が制度化された経緯

我が国における GC 監査規定導入の背景の一つは、バブル崩壊後から現在までの拓銀等の金融機関をはじめとして、多くの大企業の経営破綻があったことである。なかには適正意見を出した後に企業破綻をした例が見られた。この状況に照らし、実態を踏まえた監査意見を述べるべきであるという意見も多かった。この事実は企業の開示や監査について国内外から不信感を噴出しさせたといえる。そこで財務情報の開示の充実と監査の質の向上に対する社会の要求が強くなった¹⁾。

図表1 ゴーイング・コンサーンが制度化された経緯についての国際比較

日 本	英 国	ア メ リ カ
諸外国の影響を受け完璧に規制 企業の経営破綻 特記事項の記載明確でない。 GC 規制導入に賛成と反対あり	BCCI 事件等の 企業破綻	企業破綻 期待ギャップ 社会的要請

(注) 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」企業会計, Vol.55, No.10 を参考に作成した。

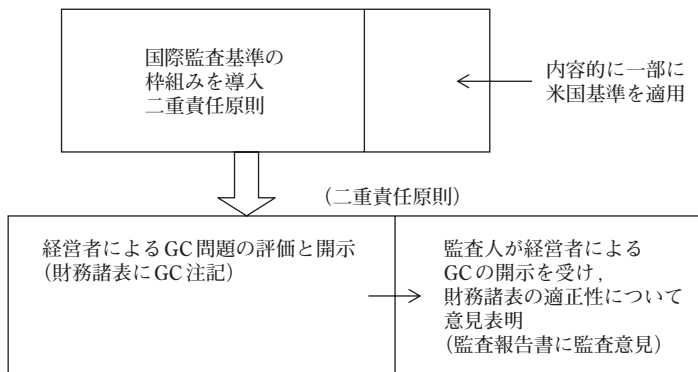
このような状況のなかで監査人が何もしないことは、我が国の財務、監査制度に対する信頼を失墜させることになるので、GCに関する開示・監査制度の整備を促進させる必要があった。

平成12年に実施された投資家の会計士監査への期待に関する実証研究結果のなかで、今後、何を重視して監査をすべきかという問いでは、会計基準への準拠性と答える投資家（7%）、粉飾決算の摘発（23%）や違法な行為の摘発（15%）、企業倒産の危険性に関する早期警告情報の提供（27%）、企業が将来も存続するという保証（19%）であった²⁾。このような投資家の期待に答えるためにも、いち早くGC規定を導入すべきであったと思われる。

しかも平成14年末の状況ではEUが平成17年から域内公開会社に国際会計基準（IAS）と国際監査基準（ISA）の一括採用を決定しており、イギリス、オーストラリア、カナダなどの主要国も自国の監査基準をISAに統合を表明していた。これらの諸外国の監査基準においては、すでにGC規定が設定されていた³⁾。

この世界の状況を踏まえ、我が国の監査基準もISAに準じて、二重責任の制度のもと、GC問題への対応がはかられることとなった（図表2）。当初、我が国に導入されたのが特記事項であった。特記事項としてのGCの記載方法は、監査人によりまちまちであった。これは、株主は理解しにくかったものと思われる。したがって改正の必要性があったものと思われる。

図表2 日本のGC規定



そのようななかで、会計基準に対して、金融商品会計・退職給付会計が導入され、減損会計を除いては、国際会計基準とは大きな差異はなくなったといえる⁴⁾。監査基準に対しても、GCを除き国際監査基準との整合性もほぼ取れているといえた。そのため国際的基準にあわせたGCに関する監査基準への改訂が求められた。

そこで監査基準が改訂され、それにあわせた継続企業の開示の必要性が提言されたといえる。つまり企業倒産が多い当時、投資情報の開示は重要性をました。改訂監査基準における監査人の責任の明確化のみならず、財務諸表においても注記を義務付ける必要があるとされ経営者責任も明確化された。

このように監査の基礎となる財務報諸表においても、GCに関わる開示規定を整えなければならなかった。結果、財務諸表規則等の開示府令が、平成15年3月期の財務諸表等から適用され、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が認められる場合には、GCに関する重要な疑義に関する事項が注記されることとなったのである。

したがって、GC問題に対しては、経営者による財務諸表上の注記による

開示と監査人による監査報告書の追記事項の記載及び監査意見という二面から記載される GC 規定が制度化されることとなった。

第二節 GC 規定の制度化が遅れた理由

このような経過をたどり、我が国に継続企業の前提に関する注記等の開示と監査が制度化されたわけだが、欧米に比較するとその対応は遅れていた。その理由は以下の点がある。

我が国は、これまで会計基準準拠説で適正意見の多くが表明されてきたことである。この立場が我が国の監査人が GC 問題に、十分対処できない事態を招いた最大の原因となっているとみられる⁹⁾。このような状態が GC 問題への対応を遅らせたと考えられる。しかし我が国では適正表示独立意見説の採用は文化的に難しく、それを補うためには、監査意見を補うために監査人の判断の基準となる詳細な会計規定が必要だと考える。

また「諸外国では公認会計士が、企業の存続能力の疑義に関する情報を提供していたが、この企業存続情報に関して日本のアンケートの結果は、被監査会社の社長の61%が賛成、経理部長の46%が賛成していた。一方開示を反対する理由として、企業倒産の促進、会計士の役割矛盾が挙げられていた¹⁰⁾。」という。このように、我が国においては企業の存続能力の疑義に関する情報開示に関する反対意見も根強かったのは事実といえる。これも GC 規定導入を我が国に遅らせたもう一つの要因といえる。

第三節 GC 制度導入過程の国際比較（図表1）

米国も英国も、GC 制度導入のきっかけは、経営破綻の多発が起因している。我が国も同様である。社会的要請を受け、監査人が対応を図る必要があった。

しかし海外の影響を受けながらも国際的に遜色のない完璧な水準を作ろうとしたところに我が国の特色¹¹⁾があり、これは第二節に関連するが GC 制度の導入を遅らせた三つ目の要因といえる。

第三章 ゴーイング・コンサーン注記と監査意見の関係

第一節 GCの注記とGCに重要な疑義を抱かせる事象又は状況

監査基準の改訂により、GCに関する経営者の責任及び監査人の責任が初めて明確にされた意義は大きく、その趣旨の理解及び注記と監査意見の関係することは重要である。GCに関して、監査人の責任を公表したのが、監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」であり、経営者の責任を公表したのが監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示」である。

まず経営者は、財務諸表の作成にあたり、GCが成立しているかどうかという判断をしなければならない。GCに重要な疑義を抱かせる事象又は状況がないと判断した場合には、財務諸表にGCに関する重要な疑義に関わる事項が注記されることはない。しかし継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況があると判断した場合には、財務諸表に継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる適切な開示・注記が必要となる。

一方監査人によるGCに関する検討は、この経営者によるGCに関する評価、開示（注記）を踏まえて行われる。いわゆる二重責任原則の適用である。そのため監査の基礎となる経営者による注記開示に重要性がある。まず、改正された財務諸表規則等の開示府令が、平成15年3月期の財務諸表等から適用され、GCに重要な疑義を抱かせる事象又は状況が認められる場合には、経営者は下記のGCに関する重要な疑義に関する事項を財務諸表に注記することとなった。

まず改正財務諸表等規則第8条の14では、以下の4つの事項の注記を求めている。

- 一 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨

三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容

四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

この財務諸表規則に掲げられている、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況については、第74号で財務指標・財務活動・営業活動・その他という4つの区分を設け、当該事象又は状況の例示がある⁹⁾。

第二節 重要な疑義を抱かせる事象又は状況の国際比較

GCに重要な疑義を抱かせる事象または状況について、各国ごとに若干異なるものとなっている。ISAでは、この他に流動負債が流動資産を超過している状況、固定資産に係る資金調達が過度に短期借入金に依存していること、不健全な主要財務比率が挙げられている。米国基準では、新規の資金調達の必要性や債務の借換えを挙げている。英国基準では、営業活動関係に重きが置かれており、不経済な長期契約の存在、著しく営業活動を改善する必要性、労働者のストライキまたは他の労働争議、特定のプロジェクトに依存しなければならない状況などが挙げられている。一方、我が国の監査委員会報告の売上高の著しい減少やブランド・イメージの著しい悪化というのは、国際的にみても独特のものとなっている⁹⁾。

第三節 経営計画の国際比較

経営計画の合理性評価にあたり、我が国には考慮すべき例示が監査基準委員会報告書第22号の例示がある。ISAには例示はないが、米国には経営計画の例示列挙が見られる。米国の規定が、我が国に参考になったという事情があったように思われる¹⁰⁾。

第四節 GCの注記と監査意見の関係（図表2）

二重責任原則のもと、GCに関する注記を通じての開示に対しては、経営者の責任がある。その開示の適正性に関する監査意見に対しては、監査人の

図表3 ゴーイング・コンサーンと監査意見の関係

継続企業の前提(GC)の注記記載等	監査意見
1 GCは適切、重要な疑義は認められない	無限定適正意見
2 GCに重要な疑義が認められ疑義の開示は適切	無限定適正意見と追記情報
3 GCに重要な疑義が認められ疑義の開示は不適切	限定付適正意見または不適正意見
4 GC不成立	不適性意見
5 合理的な経営計画等の提示がない	限定付適正意見または意見不表明
6 重要な未確定事項が存在	意見不表明

(注) 監査実務指針から作成した。

責任が存在しているといえる。したがって監査人は、GCに基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、次に継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項の注記の必要性や経営計画等の内容を含め、注記内容の適切性について結論付けなければならない。

GCの注記と監査意見の関係は以下ようになる(図表3)。

1. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断する場合の監査意見

実務指針第19項により監査人は継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義が認められないと判断した場合には、無限定適正意見を表明する。

2. 重要な疑義が認められる場合で、しかも注記事項が適切である場合

第20項により、GCに重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象の解消や改善に重要な不確実性が残り、監査人が継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑に関する事項の注記が適切であると判断し

たときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として4つの事項を記載する¹⁴⁾。

3. 重要な疑義が認められる場合で、しかも注記事項が不適切である場合

第21項により、監査人は継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であるが、当該疑義に関する事項の注記が不適切であると判断したときは、その内容が財務諸表に与える影響を勘案し、重要な影響を及ぼしているか否かにより、不適正意見又は除外事項を付した限定付き適正意見を表明する。

4. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが不適切であると判断する場合の監査意見

第24項では、監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合において、財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、不適正意見を表明する。

5. 6. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか判断できない場合の監査意見

第22項及び第23項では以下のように定めている。

第22項では、監査人は、経営者から合理的な経営計画等が提示されていない場合（提示された経営計画等が合理的でない場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。）には、重要な監査手続きを実施できなかった場合に準じて、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない。

第23項では、監査人は、不適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見を表明すべき場合に、意見を表明しないこととしてはならないが、継続企業の前提に関連して、将来の帰結が予測し得ない事象や状況の財務諸表への影響が複合的で多岐にわたる場合には、重要な監査手続きを実施できなかった場合に準じて、意見を表明しないことがある。この場合、監査人は、意見の表

明ができるか否かについて慎重に判断しなければならない¹²⁾。

第五節 国際比較

1. 開示上（注記）の国際比較

上記の GC 問題への取組みを国際比較すると「我が国の財務諸表規則の規定は、GC 問題への対応取組みが、GC 問題があるかどうかを経営者に第一義的に判断させ、GC 問題がある場合には、その事実と経営計画等を開示させ、監査人はその開示を受けて GC 問題にかかる監査手続きをとるというものである。この枠組みは ISA の枠組みと同様のものであるが、ISA をはじめ各国の財務規定では、財務諸表の前提についての開示規定および GC に関する経営者の評価責任の表明にかかる規定がおかれている¹³⁾。」という。

さらに GC に関わる注記内容について国際比較すると「財務諸表規則第 8 条の14の要求している注記開示の内容は、ISA570 および SAS 第59号とほぼ共通している。なお国際会計基準第 1 号 (ISAC1997) では、継続企業としての存続能力に重大な疑義をもたらす事象・状況に関連する未確定事項のみが要求されているのみで、具体的開示内容は規定されていない。当該事象・状況が貸借対照表日後に解消または大幅に改善した場合、もしくは当該事象・状況が変化した場合には、その旨と経緯も注記に記載することを求めている。SAS 第59号では、経営計画の検討などによって疑義が解消されたと結論した場合、当初疑義をもたらした状態・事象の影響と経営計画に関する開示の必要性を考慮することが求められているが、開示は任意である。ISA 570 には、これに相当する規定はない¹⁴⁾。」という。

GC 問題への取組みおよび注記内容は、基本的に ISA と同じである。日本の注記の開示の四つは、財務諸表規定が GC に関する監査基準が導入された後に新設されたもので、あくまでも GC 監査を実施するための最低限の開示規定を置いた段階である¹⁵⁾。したがって完全とはいえず、財務諸表の開示規定をより詳細に規定していく余地がある。

2. 監査上（追記情報・監査意見）の国際比較

「アメリカでは、監査人が企業の存続の能力に重大な疑義があると判断した場合には、当該疑義に関する注記開示が求められている。我が国では、経営者が継続企業の前提が適切であるかを評価し、重要な疑義がある場合には注記を開示する責任を負っている。つまりアメリカでは監査人に企業存続能力そのものの評価が求められており、財務諸表の適正性とは区別されているが、我が国では継続企業の前提の適切性という観点から、適切性判断の一部として評価が求められている¹⁶⁾。」という。

米国の実態調査では、GC問題として、監査報告書や財務諸表に注記されているのは、財務指標関係、財務活動関係に属する¹⁷⁾。

また「我が国の改訂監査基準は国際監査基準の枠組みを受け容れたものであるが、それに加えて、若干枠組みの異なる米国基準の内容も取り入れていることがわかる。結果として、我が国のGC監査規定は、監査人に対して、国際監査基準以上にGC問題への積極的対応を図ることが求められていると解される¹⁸⁾。」という（図表2）。

以上から、上記の違いはあるものの、我が国の制度化されたGCに関する注記等の開示と監査は、基本的には開示はISAやSASとほぼ共通しており、監査も国際的ないし主要国の監査基準に沿ったものであると考えられる。

我が国とアメリカで大きく異なる点は、既述したように、まず我が国はGCに関する経営者の言明を基礎に財務諸表の適正性に対する監査報告がなされる。一方アメリカでは、経営者の言明は存在せずに、監査人が一方的にGCについて評価することである。さらに各国には、財務諸表規定に、財務諸表を作成する前提の開示規定、経営者のGCに関する評価責任の表明に係る規定がある点も異なるといえる。

第四章 実証分析の結果

監査基準改訂後の GC 制度に関する実証分析の研究としては、筆者の調べたところでは盛田良久「ゴイング・コンサーン情報の開示と監査－証券取引法全適用会社平成15年3月決算－」と林隆敏「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析－平成15年3月決算」の研究がある。

これらの実証分析の結果を検討することにより、GC 制度の有効性と限界が明らかになる。上記の研究は、GC 制度改訂後、初年度の調査結果である。初年度から順調に制度が実務上運用されたかを探るのに適している。

第一節 実証分析 I (盛田良久)

盛田良久によれば、「GC の記載比率は第 1 部上場会社1.04%、2 部上場会社3.22%、新興市場3.51%、非公開会社10.30%であった。公開会社の平均2.55%であった。また大手監査法人の被監査会社の GC 記載比率は低かった。」これは基本的には、規模が大きいほどリスクが少ない結果とも考えられる。及び大手監査法人は良い会社を監査している結果といえる。

平成15年3月決算で監査人が適正意見を表明したのちに、民事再生法および会社更生法の申請した4件の事例を挙げた¹⁹⁾。

盛田良久の分析では、この4件のマツヤデンキ、森本組、サリ、酒井鉄工所いずれも財務諸表の注記 GC 情報の記載は無かった。これらに、経営者による財務諸表上の注記のみならず、監査人による監査報告書上の追記情報の記載が無かったことは、改訂監査基準の有効性を考えると、問題があると考ええる。

「監査人が、GC 基準の基づいて財務諸表を企業が作成することは会計基準違反として、不適正意見を表明しているケースは非公開会社に一社あった。これは公開会社には見られない事例だった²⁰⁾。」という。

第二節 実証分析Ⅱ（林隆敏）

林隆敏の実証研究の対象は、継続企業の前提に関する注記が記載されていた上場会社63社（内国会社、店頭および新興指示用を含む）であった。そのうち第一部上場15社23.8%で第二部地方が24社38.1%であった²¹⁾。

まず林隆敏のよるGCに関する注記の記載内容については、記載頻度の高い事象・状況の上位3つは、継続的な営業損失の計上16.2%、債務超過13.7%、継続的な当期純損失11.1%の計上であった。

次に継続企業の前提に関する追記情報については、継続企業の前提に関する注記と同様に記載される。「しかし注記と追記情報との記載が異なる事例もあった。これは経営者と監査人の認識が異なることを意味する²²⁾。」という。

第三節 実証分析Ⅲ（山内進）

この節は、筆者による実証分析の結果である。筆者が調べた平成16年と平成17年の倒産した上場企業のリストがある（図表1）。GC制度が導入されたのは平成15年3月期からであり、このGC規定の導入の効果と限界はその後の開示と監査報告書に現れると考えた。特に問題となるのは倒産企業である。そこで、筆者はこれらの倒産会社を対象として財務諸表の注記及び監査報告書の追記情報にGCの記載が適正になされていたか否かを調査した。

本分析は、これらの倒産企業を焦点に当て、平成16年倒産企業では、平成15年度と平成14年度の会計期間の開示と監査に、平成17年倒産企業では、平成16年度と平成15年度と平成14年度の会計期間の開示と監査に、平成18年度倒産企業においては平成17年度と平成16年度と平成15年度と平成14年度の会計期間の開示と監査に各々どのようなGC開示と監査が実施されていたかを検証した。

全国倒産企業集計年報リストをもとに作成した倒産企業（図表4）のうち、上場企業としてEDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類

図表 4 倒産企業リスト

平成16年倒産企業リスト
大阪金剛製砥(株), (株)ダイヤモンドホテル, 日本インテリア(株), 明勢建設(株), フジキン(株), 学東北文化学園大学, (株)佐藤秀, (株)ジェネラスコーポレーション, (株)秀月人形チェーン, 東京ゼネラル(株), ジャパンデベロプメント(株), 道南地熱エネルギー(株), 旭工業(株), 浅野工事(株), ダイカポリマー, (株)アレス, (株)私市, 大洋緑化(株), 環境建設, (株)キャッツ, (株)鹿沼カントリー倶楽部, 新陽環境開発(株), 大和エンタープライズ, (株)三津富, 大木建設(株) (25社)
平成17年倒産企業リスト
(株)富士エクセレント倶楽部, 浅田農産, 大洋緑化(株), (株)シンコー, 上松商事(株), (株)井野屋, 大宮高鼻建設(株), 豊浦起業(株), (株)コーフク, (株)菅長水産, 足銀不動産管理(株), (株)大誠ハウス, (株)さくらんぼ高原総合開発, 西海国立公園開発(株), 平成設計(株), クラシック島根開発(株), (株)パインヒルズゴルフ, インベ(株), 55ステーション, 栃木皮革(株), (株)松村組, パールバンク(株), インターナショナル・カーレンシー・チェンジャーズ(株), (株)ウエストミンスター, 勝村建設(株), (株)グランリッツ, 平成電電, 大阪シテイドーム, グローバルハウスウエルイノベーションズ, エー・シー・リアルエステート, 多々良学園, サンデン (34社)

(注) 倒産企業年報より作成した。

に関する電子開示システム)で公開されている企業を本研究対象とした。

図表5にあるように平成16年倒産企業のうちEDINETに公表されている企業は6社であった。平成15年度の会計期間では、そのうち4社(66%)が注記にGCの開示, 1社(16%)が監査報告書にGCの追記情報開示, 不適性意見開示が1社(16%), 意見不表明が2社(32%)であった。続く平成14年度の会計期間では、1社(16%)が注記にGCの開示, 1社(16%)が監査報告書にGCの追記情報開示がなされていた。

平成17年倒産企業のうちEDINETに公表されている企業は5社であった。平成16年度の会計期間では、そのうち4社(80%)が注記にGCの開示, 3社(60%)が監査報告書にGCの追記情報開示, 不適性意見表示はなく, 意見不表明が1社(20%)とであった。続く平成15年度と平成14年度の会計期間では、2社(40%)が注記にGCの開示が, 同じく2社(40%)が監査報告書にGCの追記情報開示がなされていた。

図表5 山内進の倒産企業とGC規定の実証分析

平成16年倒産企業

倒産企業数	財務諸表にGCの注記有	監査報告書にGCの追記情報有	意見表明しない	不適性意見
15年度 会計期間 (6社)	4社(66%)	1社(16%)	1社(16%)	2社(33%)
14年度 会計期間 (6社)	1社(16%)	1社(16%)	—	—

平成17年倒産企業

倒産企業数	財務諸表にGCの注記有	監査報告書にGCの追記情報有	意見表明しない	不適性意見
16年度 会計期間 (5社)	4社(80%)	3社(60%)	1社(20%)	—
15年度 会計期間 (5社)	2社(40%)	2社(40%)	—	—
14年度 会計期間 (5社)	2社(40%)	2社(40%)	—	—

(注) EDINET からの有価証券資料等を参考に分析し作成した。

最後に平成18年倒産企業のうち EDINET に公表されている企業は1社東京レポートセンターだけであった。平成18年度，平成17年度，平成16年度，平成15年度の全ての会計期間に，債務超過であり，継続企業の前提に関する重要な疑義がある。経営安定化政策を実施し，財務諸表には，疑義の影響は反映していないという注記の記載があった。この注記における GC の開示と監査報告書にも GC の追記情報開示がなされていた。なお，本研究対象の倒産企業の監査法人は，四大監査法人の他，小規模の監査法人が多いことが認識できる（図表6）。

図表 6 実証分析対象倒産会社の監査法人

監査法人名	倒産した分析対象企業数	分析対象合計に占める割合
監査法人トーマツ	1社	8.2%
アイオーシー監査法人	1社	8.2%
有恒監査法人	1社	8.2%
東陽監査法人	2社	16.3%
中央青山監査法人	2社	16.3%
大有監査法人	1社	8.2%
新日本監査法人	1社	8.2%
監査法人日本橋事務所	1社	8.2%
あずさ監査法人	2社	16.3%
合 計	12社	100%

この筆者の調査からわかったことは、以下の4点である。

第一に筆者の分析では倒産企業の多くは、倒産した前年にGCの注記をなしている。これは、GC制度に効果があったものと思われる。倒産企業が、倒産前年にGCに関する開示をした率、筆者は倒産企業GC規定実行率と名付ける。この率はかなり高いものであった。

第二に問題となるのは開示内容である。平成16年、平成17年、平成18年倒産企業問わず、倒産企業各年度ともGC注記をしていた企業の多くが（平成16年倒産企業でGCの注記記載をした3社全て、平成17年倒産企業でGCの注記記載をした4社全て）GCに関する重要な疑義の内容、疑義がある旨、改善努力、経営計画している旨、財務諸表には、疑義の影響は財務諸表には反映していないという注記の記載があったという4つの注記の記載をしていた。

しかも、これらの倒産企業は全て、追記情報にも注記内容を繰り返す形で債務超過等になり、疑義がある旨、財務諸表は継続企業を前提と作成しており、重要な企業を財務諸表に反映していない旨の4つ記載があったことである。このように具体的開示内容にもGC規定の効果が現れている。

第三に平成16年倒産企業において15年度会計期間では2社のみGCに関する疑義の注記がなかった。しかし記載のあった4社のうち3社は経営計画について詳細に記載があったことである。平成14年からGCに関する注記が記載されている企業は1社のみであった。平成17年倒産企業においては16年度会計期間では1社のみGCに関する疑義の注記がなかった。記載のあった4社のうち3社は経営計画について詳細に記載があった。うち1社だけ経営計画に具体性がなかった。他の2社は、平成14年度会計期間からGCに関する注記が記載されていた。このように監査人がGCに関しての判断の基準となる経営計画について、経営者による詳細な注記があることは望ましいことである。

企業が倒産した場合、株主には多大な損害を与えるばかりか、公認会計士への監査の信頼性は崩れる。したがってGCの開示・監査が行われなければならない。新GC制度導入の効果は、その後なされた開示・監査に現れる。上記の結果から、GC規定に効果があったと考える。

第五章 実証分析を踏まえたゴーイング・コンサーン制度の有効性と限界

（図表3）

これらの実証分析でも明らかなようにGC制度は、多くの利害関係者に以下の有効性をもたらしたと同時に、新制度でもあり限界もあるといえる。

第一節 GC制度の有効性

1. 監査基準の改定前の状態（実証分析からみた効果1）

今回のGCの開示・監査制度の導入により、具体的な事象または状況が説明され、それに対する経営者の対応・経営計画等が明確にされ、開示・監査が明確にされた。それにより「従来から曖昧さを指摘されていた特記事項を廃止して、継続企業に前提に関する統一的注記開示を要求した効果みられる²³⁾。」といえる。

図表 7 実証分析比較

実証分析Ⅰ（盛田良久）	実証分析Ⅱ（林隆敏）	実証分析Ⅲ（山内進）
① GC 制度開始年の企業を研究対象，平成15年度の民事再生法等の適用会社に GC 開示なし。 ② 一部上場 GC 記載比率 1.04%	① GC 制度開始年の企業を研究対象 ② GC の注記記載をした一部上場会社15社 ③ 注記と追記情報と異なるケースもあった。	① 平成16年，平成17年，平成18年の倒産企業を研究対象 ② GC の注記，追記情報が行われたか否か調査 ③ 倒産前年の GC 規定実行比率は平成16年倒産企業で66%，17年倒産企業で80%と高かった。

2. GC の注記開示（実証分析からみた効果 2）

既述した三人の実証結果でも明らかなように，改正後の分析対象の GC に関する注記が，基本的に改正財務諸表等規則第 8 条の14に合致したものとなっていた。これは規定の効果があつたことを物語っている。ただ若干，盛田良久の例に，民事再生法の適用申請したにもかかわらず，GC 注記を欠くという不備な会社がみられた。

「注記及び追記情報の記載内容が諸外国に比べて詳細に定められている背景には，旧監査基準による特記事項の記載実務にみられた曖昧さを排除するという目的があると考えられることから，このような稀な記載は望ましいものではない²⁴⁾。」という。

3. 筆者の分析からみた効果

筆者の分析では倒産企業の多くは，倒産前年に GC の注記をなしている。これは，GC 制度に効果があつたものと考えられる。開示内容も，倒産企業で GC 注記なしていた企業の全てが，GC に関する重要な疑義の内容，疑義がある旨，改善努力，経営計画している旨，さらに財務諸表には，疑義の影響は財務諸表には反映していないという 4 つの注記の記載をしていた。

しかも，これらの倒産企業は全て，追記情報にも注記を繰り返す形で債務

超過等になり、疑義がある旨、財務諸表は継続企業を前提と作成されており、重要な企業を財務諸表に反映していない旨の4つ記載があったことである。開示内容にもGC制度の効果が現れている。その多くの企業は経営計画について詳細に記載があった。監査人がGCに関しての判断の基準となる経営計画について、経営者による詳細な注記があることは望ましいことである。

GCに関する開示・監査の結果からGC規定に効果があったと筆者は考察する。

4. 期待ギャップの解消

「平成3年に、わが国における監査期待ギャップの把握を目的としたアンケート調査が行われた。そのなかで不正の発見や通知、及び企業の継続性に関わる事項について監査人は役割として低い評価をしているにも関わらず、作成者、利用者は、むしろ監査ないしは監査人の役割として考えていることがわかる²⁵⁾。」という。

このような期待ギャップを埋めるために、企業倒産という事実に対して、監査人に対する期待は大きい。その意味においてGC制度の効果は見られるといえる。

5. 株主のリスク回避とガバナンス

従来、我が国の株主は、企業のリスクに関する情報に恵まれていなかった。GC情報開示により、株主が多くの損害を受けることを防止したといえる。例えば監査報告書においては財務諸表は適正だが、継続性に疑義がある場合は、監査報告書の意見区分と利害関係区分の間に追記情報が記載され、これによりGCに係わる情報が得られるからである。また、このGC規制は、コーポレート・ガバナンスにも良い影響を与えたと考える²⁶⁾。

図表 8 ゴーイング・コンサーンの注記の有効性と限界

有 効 性	限 界
① 特記事項から注記開示により明確 ② GC 注記開示の記載率高かった (林隆敏) ③ 平成17年, 平成18年の倒産企業の倒産前年の GC に関する注記開示を記載した率は高かった。追記情報も同様 (山内進) ④ 経営計画も具体的に記入している倒産企業が多かった (山内進) ⑤ 注記の記載も GC の状況・存在・経営計画・財務諸表に影響ないと四つが記載されている倒産企業が多い (山内進)	① GC 規定初年度の民事再生法等の適用会社の GC 情報の記載なかった。(盛田良久) ② GC 重要な疑義を抱かせる事象又は状況の例示にある著しい・重要という判断基準が不明確 ③ 本来は, 継続性の判定は複雑な要因がからみ合い判定難しい。 ④ GC 情報開示に予測, 見積もりが含む。減損会計, 繰延税金資産の計上

第二節 GC 制度の限界

ところが我が国に導入された GC 規定には限界も多い。

1. 実務対応の幅 (実証分析からみた限界 1)

「継続企業の前提が成立していないと判断されるまでには至っていない場合においても, 追記情報付適正意見の表明または意見不表明といったように監査人の実務対応の幅が見受けられること²⁷⁾」である。実務対応を円滑に進めるためには, 適正意見の表明または意見不表明に記載を区分する明確な基準を設定すべきといえる。

2. 著しい等の判断の指標が不明確

第74号には, 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の例示がある。この財務指標関係の例示のなかに売上高の著しい減少, 財務活動関係の例示のなかに, 重要な資産の処分の困難性等が挙げられている, しかし, この著しい, 重要という判断基準はあいまいであるといえる。

3. 予測の困難性

最近の会計には予測によるものが多い。繰延税金資産の回収可能性の判断や減損会計による予測と評価。市場性のない有価証券の実質価値，貸倒引当金や賞与引当金，投資損失引当金等の見積もり，退職給付債務の基礎率及び予測数値。それにもかかわらず，これらの主観的判断を伴い恣意性が高い見積もりの必要な項目は，経営者がする GC に関する情報開示に影響をする。このような見積もりが多い財務情報は固有リスクが高く GC を評価することに困難性がある。さらに非財務要因・定性的要因も GC に係わり合い，GC を評価することは複雑であると考えられる²⁸⁾。

第六章 おわりに（GC 規定の限界・問題点の解決策）（図表 9）

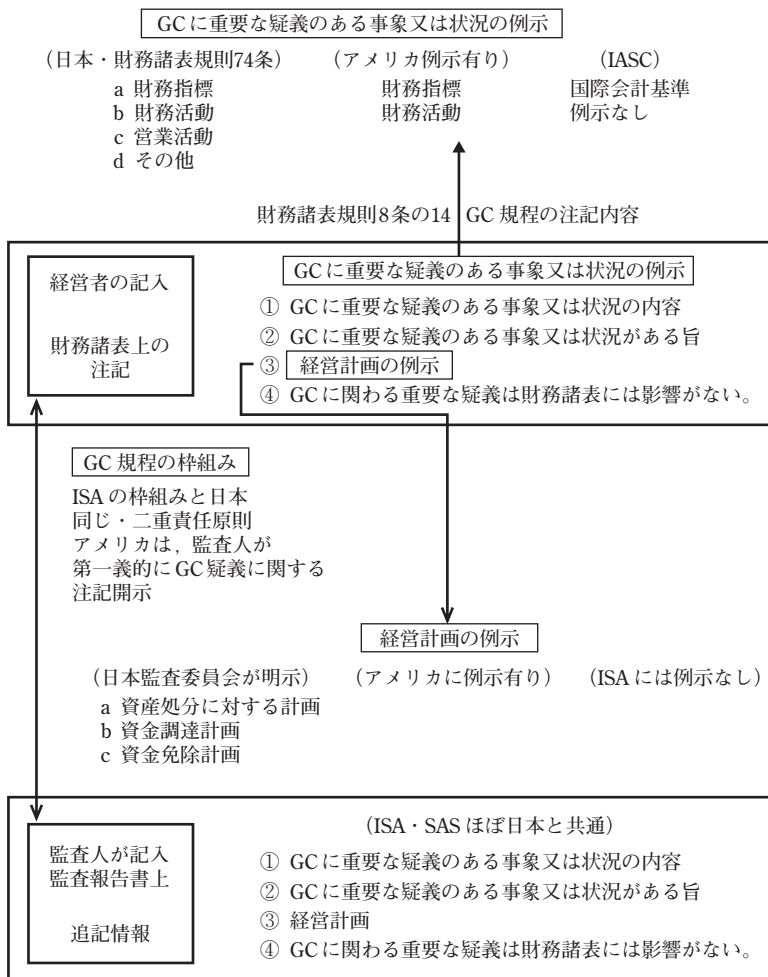
本小論では，我が国の GC 規定を国際比較すると以下の相違点がみられた。

我が国の GC 規定は，基本的に二重責任原則という ISA の枠組みに，米国基準の内容も含まれ構成されたといえる。つまり我が国の GC 関する注記等の開示と監査は，基本的には，その枠組みと開示は ISA や SAS とほぼ共通しており，そこにおける経営計画や GC に重要な疑義のある事象等の例示の部分は，米国の例示を取り入れたものと思われる。しかも我が国は GC 規定導入にあたり，国際的ないし主要国の監査基準に沿ったもので他国に遜色のないものを創ろうと極めて慎重であったため，その対応が遅れたといえる。

ISA 及び各国の財務規定と我が国の規定が大きく異なる点は，日本には①財務諸表の前提についての開示規定，② GC に関する経営者評価責任にかかる規定が無いことであった。また米国の規定と異なる点は，米国の枠組みは，監査人が第一義的に GC 疑義に関する注記表示を行っていることである。つまり監査人は企業の実態を調査し，自らが企業の GC を判断しているのである。

我が国には諸外国と異なり，経営者の評価責任規定がないことは問題であ

図表9 GC規定の国際比較



ISA 及び各国の財務規定と日本が大きく異なる点、日本には以下の規定が無し。

- ① 財務諸表の前提についての開示規定有り
- ② GCに関する経営者評価責任にかかる規定が有り

る。経営者は自分に不利になる GC 情報をなるべく書きたくないのは当たり前だからである。それを防止するために我が国にも経営者の評価責任規定を設ける必要がある。経営者の責任を明らかにし、経営者に開示の重要性を意識させるべきであると考ええる。

また筆者を含め三人の実証分析の結果をみても、GC 規定は施行後、効果をあげていたと推察できる。筆者の実証分析結果では倒産前年の GC 規定実行比率は高かった。しかし、問題もある。GC に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の例示にある著しい・重要という判断基準が不明確であることは問題である。また GC の前提に重要な疑義を抱かせる事象等の内容の例示や経営計画の例示が少ないことである。経営者が経営計画をどのように実行し、GC の疑義を解消させていくかという具体的な記載が株主に信用される。最近の倒産要因分析研究等、実態分析等を実施し、より詳細なものにしていく必要がある。

つまり、経営者の評価責任を明確にすると同時に、経営者が GC に関する情報開示の注記（経営計画・GC に疑義ある事象等）をしやすくなるように基準・例示を増やしていくことが必要であると強調したい。

さらに、繰延税金資産の計上等の予測と評価の会計・監査における重視性を述べたい。その評価いかなんでは、企業が倒産に追い込まれることもあるからである。この評価への取り組み方は今後の GC に関わる会計・監査においても問題となろう。最後に我が国や諸外国の殆どは二重責任原則のもと、GC に関する情報開示は、企業が倒産するか否かを監査人が評価し、保証しているわけではないということである。それは監査人の限界を超えるからである。つまり会計士監査は倒産予測情報を提供しているのではないことを利用者に理解させなければならない。なお本小論は、日本公認会計士協会実務補習所・西日本地区、提出論文で優秀論文賞を受賞したものである。

引用文献

- 1) 日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサートの開示と監査実務』税務研究会, 2003, p.4
- 2) 盛田良久, 経営財務, 2001.7.23 会計, 我が国の監査法人の英文年次報告書が, 国際的ルールに基づいていない, 我が国の会計は信頼に値しないといわれた。これが, いわゆるレジェンド問題である。会計・監査とも信頼を回復する必要があったといえる。
- 3) 前掲書, 日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサートの開示と監査実務』, p.5
- 4) 前掲書, 日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサートの開示と監査実務』, p.4
- 5) 適正意見表明の要件に関する考え方に違いがある。まず会計基準単純準拠説は, 会計原則や会計諸規定・規則およびこれに類する明文化された会計ルール集としての会計基準に会計処理と表示が準拠してさえいれば無条件に適正とする。一方, 適正表示独立意見説は基本的に監査人は自らの判断で財務諸表が適正表示されているか否かの結論を得なければならない。
ただし, 拠り所として会計基準があるが, それが全てに当てはまることではなく, 会計基準への準拠が適正表示を担保とすることができる場合か否かの判断も監査人に要求されている。前者の観点からは, GC 能力への不確定要因やリスクの有無にかかわらず, 会計基準に準拠していれば適正意見が機械的に表明されるのに対して, 後者は, GC を前提とした会計基準を適用できる状況か否かを判定したうえで, それが適用できる状況と判断した場合は, 会計基準への準拠を条件に適正意見を表明し, 適用できない状況であれば, 会計基準には準拠しているが, 不適正とすることもある。また GC 能力に係るリスク要因が十分に開示されていなければ, それも不適正意見となる山浦久司「ゴーイング・コンサーン問題と会計士監査関与必要論」企業会計, 1998, PP.128-129。
- 6) 盛田良久・百合野正博「公認会計士監査に対する社会的期待と実証分析」JICPA ジャーナル, No.516, JUL, 1998, PP.94-97
- 7) 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」企業会計, 2003, Vol.55, No.10, P.49 アメリカでは, 1970 年代後半, 企業経営破綻が頻発した。同時に期待ギャップに応える方向を経て, GC 問題について特定の監査基準として規定した。英国でも, BCCI 事件等企業破綻を受けて, GC に対応する監査基準が制定された。
また我が国の監査基準に GC 規定が導入された際に, 他の国々と異なる背景として, 監査基準の前文に改訂目的の一つがある。国際的に遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することにある。この国際的に遜色のない水準を達成するための最重要要件とされたということが, 他の多くの先進諸国の監査基準や ISA においてすでに, 導入されていながら, 我が国において一切規定がおかれていなかった GC 規定の導入であった。
- 8) まず財務指標関係の例示としては, 売上高の著しい減少, 継続的な営業損失の発生又はキャッシュ・フローのマイナス, 重要な営業損失, 経常損失又は当期純損失の計上, 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上, 債務超過がある。財務活動関係の例示としては, 営業債務の返済の困難性, 借入金の返済条項の不履行や履行の困難性, 社債等の償還の困難性, 新たなる資金調達困難性, 債務免除の要請, 売却を予定している重要な資産の処分の困難性, 配当優先株式に対

する配当の延滞又は中止がある。

さらに営業活動関係の例示として、主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶、重要な市場又は得意先の喪失、事業活動に不可欠な重要な権利の失効、事業活動に不可欠な人材の流出、事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分、法令に基づく重要な事業の制約がある。最後にその他の例示として、巨額な損害賠償金の負担の可能性、ブランド・イメージの著しい悪化が挙げられている。

9) 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」VOL.55, NO.10, 2003, P.53

10) 我が国の監査基準委員会報告書によれば経営計画等の合理性の評価にあたり考慮すべき事項として、資産処分に関する計画として、資産処分の制限、処分予定資産の売却可能性、売却先の信用力等があった。資金調達計画として、新たな借入計画の実行可能性、資金調達の実行可能性、債務免除計画として、債務免除を受ける計画の実行可能性が例示されている。

11) ア継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容、イ継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨、ウ当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨、エ財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨の記載がある。

なお、第18項の一定の事実に至っていない状況では、監査人は、合理的な経営計画等が提示され、かつGCに関する重要な疑義に係る事項が適切に注記されるように行動する必要がある。

このエの継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨の記載が何を表しているかの理解が難しい感がある。その点、木村篤は、「例えば、破産企業の清算バランスシートのようなバーゲンセールの処分価格での資産評価でないという断りである。つまり重要な疑義の影響は反映されていないというのは、予測を含む開示されたリスクは、決算には織り込んでいないという意味である。継続企業の情報開示は、経営破綻の可能性を示唆すると同時に、財務諸表は経営破綻後に作成されるであろう財務諸表とは異なるものであることを断るという複雑な論理構成となっている。」と述べている木村篤「前3月期決算における監査意見の表明」税系セミナー、2003、VOL.48、NO.13、PP.8-10。

12) 前掲書、日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務』税務研究会、2003、PP.276-285なお監査人は、財務諸表等に注記される継続企業の前提に関する重要な疑義に関する事項の内容を検討が必要となるが、この注記事項だけを検討すればよいのではない。継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況が識別されるような場合には、通常は粉飾決算リスク（固有リスク）が高まっていると判断できるため、リスクアプローチのもとでは、資産の評価が適切であるかどうか、引当計上すべきものはないかなどに特に注意することが求められる日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務』税務研究会、2003、PP.210-211。

したがって監査人は、注記情報のみならずリスクアプローチによる資産評価等の財務諸表の表示についても検討する責任をもつといえる。

13) 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」企業会計、VOL.55、

- NO.10, 2003, P.50
- 14) 林隆敏『継続企業監査論』中央経済社, 2005, P.195
 - 15) 前掲書, 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」企業会計, 2003, VOL.55, NO.10, P.50
 - 16) 林隆敏「監査報告書におけるゴーイングコンサーン問題と記載」関西学院大学商学論叢, VOL.48, NO.4 さらにアメリカでは重要な疑義の存否を判断する時点は監査報告書作成日であるのに対して, 我が国のそれは貸借対照日である。したがって, 我が国では, 貸借対照日以後に重要な疑義をもたらした事象・状況が解消された場合, 注記開示が必要である。
 - 17) 前掲書『継続企業監査論』中央経済社 2005, P.254
 - 18) 前掲書, 町田祥弘「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較」企業会計, VOL.55, NO.10, 2003
 - 19) 盛田良久「ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査について」月刊経営財務, NO.2644, 2003, PP.20-37 さらに「債務超過会社をパターン化すると巨額な特別損失を計上して債務超過になった会社 11 社, 数期にわたる債務超過会社 5 社, 売上高激変による債務超過会社 3 社に, 財務活動関係をパターン化すると期限到来借入金の返済交渉, 不履行など 6 社, 過大借入金の存在 4 社, 1 年以内の巨額な償還予定社債の存在 1 社, 資金調達困難性 1 社, 財務指標悪化会社の GC 記載をパターン化すると売上高の著しい減少 2 社, 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュフローのマイナス 26 社, 重要な営業損失, 経常損失又は当期純損失の計上 4 社, 重要なマイナスの営業キャッシュフローの計上 10 社となっていた。」という。
 - 20) 前掲書, 盛田良久「ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査について」月刊経営財務, PP.20-37
 - 21) 林隆敏「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析」企業会計, VOL.55, NO.102, 003, P.41 分析対象の注記は改正財務諸表等規則第 8 条の 14 に基本的に従った記載内容となっていた。しかし継続企業の前提に関わる情報開示のインパクトを和らげようとする経営者の思惑か, 情報開示に対する経営者の抵抗の痕跡を示しているように思われるという。
 - 22) 前掲書, 林隆敏「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析」企業会計, VOL.55, NO.102, 003, P.41
 - 23) 前掲書「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析」企業会計, VOL.55, NO.102, P.43 平成 14 年 9 月期までは改訂前の基準の適用であり, 事業の継続性またはそれに類する事項に関する情報が注記および特記事項に記載されていた。既述した林隆敏の調査では 63 社のうち 27 社が継続性に関わっており特記事項を記載していた。27 社のうち 6 社の特記事項については, 継続性という言葉により明確に継続性問題を指摘したものと考える。残りの 21 社は GC 問題に継続性という言葉を使用しておらず, 継続性を明確に言及していなかった。特記事項の記載は基準に基づいたものではなかった。
 - 24) 前掲書「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析」企業会計, VOL.55, NO.102, P.41
 - 25) 吉見宏『監査期待ギャップ論』森山書店, 2005, PP.44-46
平成 12 年に実施された投資家の会計士監査の期待の実証研究の結果のなかでも,

今後、何を重視して監査をすべきかという問いでは、会計基準への準拠性と答える投資家（7%）、粉飾決算の摘発（23%）や違法な行為の摘発（15%）、企業倒産の危険性に関する早期警告情報の提供（27%）、企業が将来も存続するという保証（19%）であった盛田良久，経営財務，2001.7.23。

このようにゴーイング・コンサーンに関しては、企業が将来存続するという保証を求めるものがあるが、これについては、今回の改訂監査基準をもってしても埋められない期待ギャップであった。前掲書，日本公認会計士協会『ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務』税務研究会，2003，P.27。

- 26) GC 情報開示の結果，株主は，株主総会での意見を述べる事ができる。結果として，それが経営者の意識を向上させガバナンスを高める。
- 27) 市川育義「日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告—継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価について」企業会計，VOL.57，NO.8，2005，P.97
- 28) 倒産には，財務情報にはあらわれない非財務的要因も影響すると考える。経営の根幹をなす経営者や従業員等の能力評価がそこには含まれていないのは問題となろう。

参考文献

- 1) 児島隆「ゴーイング・コンサーンと経営者・監査人の対応」税経通信，VOL.57，NO.10，2002
- 2) 山浦久司「ゴーイング・コンサーン監査」JICPA ジャーナル，2001
- 3) 任章「ゴーイング・コンサーン問題と監査人行動」税経通信，VOL.56，NO.5，2001
- 4) 内藤文雄「ゴーイング・コンサーン監査と世紀の監査像」，企業会計 VOL.53，NO.1，2001
- 5) 本多潤一「商法の改正にも求めたいゴーイング・コンサーンへの対応・日独間の比較論立場からの試論」JICPA ジャーナル，VOL.12，NO.2，2000
- 6) GUEYE, CHERIKH SARR『監査人の責任とゴーイング・コンサーン』六甲台論集，VOL.45，NO.11998
- 7) 内藤文雄『財務諸表監査の変革』税務経理協会，2003
- 8) 千代田邦夫『アメリカ監査論』中央経済社，1998
- 9) 新井益太郎『会計士監査制度史序説』中央経済社，1999
- 10) 國部克彦『監査社会』東洋経済新報社，2003
- 11) 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組・コーエン委員会報告書』白桃書房，1990
- 12) 「新鑑査基準の解説特集」企業会計，VOL.54，NO.5，2002
- 13) 島原宏明「継続企業の前提に関する監査をめぐる商法上の問題点」駒沢補法学，VOL.1，NO.4，2002
- 14) 宮島司「会計監査人による継続企業の前提に関する監査」税経通信，VOL.57，NO.3，1990
- 15) 国際会計士連盟「監査の国際的ガイドライン」JICPA ジャーナル，VOL.2，NO.3，1990